

大分県トライアスロン連合規約

第一章　総則

(名称)

第一条 本会は大分県トライアスロン連合（以下本会とする）と称する。

(目的)

第二条 1、本会はトライアスロン競技の普及と向上を目指し、会員相互の親睦をはかるものである。
2、本会は、公益社団法人日本トライアスロン連合（以下連合とする）の決定連絡事項を会員に通知する使命を負う。
3、本会は、大分県内の各大会を後援し支援する。

第二章　組織

(組織)

第三条 1、本会は、大分県に關係しトライアスロンを愛好する個人、又は団体の加盟者を会員として組織する。
2、本会は、県内におけるトライアスロン競技の普及と向上に努め会員の啓蒙・啓発の推進に努力し、一般スポーツ愛好者へ参加を呼びかけ組織の充実を図る。

第三章　会員及び登録料

(会員)

第四条 1、本会の会員は、正会員、登録会員と賛助会員をもって構成する。
2、正会員とは、本会の趣旨・目的に賛同した者のうち、本人の申し出をうけ、理事会で協議し、その承諾を得た者をいう。
3、登録会員とは、本会の趣旨・目的に賛同し、本会所定の入会申し込み手続きにより入会を認められた者で、第五条の登録料を納付した者をいう。
4、賛助会員とは、本会の活動に賛助する個人・会社・その他の団体で、本会所定の賛助金を納付した者をいう。
5、会員に本会の趣旨・目的を逸脱し、本会の信用を著しく毀損する行為があったときには、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。

(登録料及び賛助金)

第五条 1、一般の登録料は3, 500円とする。
2、高校生の登録料は700円とする。

- 3、小・中学生の登録料は550円とする。
- 4、審判限定会員の登録料は1,000円とする。
- 5、贊助会員の贊助金は、年間1口5,000円とし、個人1口以上、団体2口以上の登録とする。

第四章 役員

(役員)

- 第六条 1、本会に正会員の中から次の役員を選出する。
- | | |
|---------------------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 理事長 | 1名 |
| 理事 | 若干名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 監査役 | 1名 |
| 公益社団法人日本トライアスロン連合会員 | 1名 |
- 2、会長は理事会により選任され総会によって承認される。
 - 3、理事長は理事会の総意により選任される。
 - 4、理事は総会により選任される。
 - 5、事務局長は理事会の総意により選出される。
 - 6、監査役は総会の総意により選出され、理事会の業務を監査する。
 - 7、前項に規定する役員の他、会長は名誉会長・顧問・相談役を推たい又は委嘱する事が出来る。

(役員の職務)

- 第七条 1、会長は本会の業務を統括する。
- 2、理事長は理事会の決議に基づき本会の業務を掌理する。
- 会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職を代理し、またはその職務を行う。
- 3、理事は、理事会を組織し本会の目的達成のため必要な事項を議決し執行する。
- 会長、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、会長・理事長があらかじめ指名した順序でその職を代理し、またはその職務を行う。

第五章 総会、理事会

(総会)

- 第八条 1、総会は本会最高の議決機関で次の事項を審議する。
- ・会長及び理事、監査役の選出及び解任

- ・本規約の制定、改廃
 - ・予算及び決算の承認
 - ・事業計画、事業報告の承認
 - ・登録料に関する事項
 - ・会員の除名
 - ・解散及び残余財産の処分
 - ・その他重要事項
- 2、総会は年1回とするほか、必要がある場合に開催する。
- 3、総会は理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 4、総会は正会員の過半数の出席で成立する。
- 5、総会の議長は、会長とする。
- 6、総会出席者は議決権を有する。ただし、会長・理事長 は除く
- 7、総会出席者の議決は過半数とする。ただし、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 8、前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 会長及び理事、監事の解任
 - (3) 本規約の重要な事項にかかる改廃
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(理事会)

- 第九条 1、理事会は本会の理事をもって構成し、本会の執行機関として業務を決議、執行する。
- 2、定期理事会は、毎年6回以上理事長が開催する。ただし、理事長が必要と認めたとき、および理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事長は臨時の理事会を開催しなければならない。
- 3、理事会に付議する事項は、事前に理事に通告する。ただし、緊急やむをえないと認められるときは、この限りではない。
- 4、理事会の議長は、理事長とする。
- 5、理事会の議決は出席理事の過半数以上とする。
- 6、理事会は代理出席を認めない。(オブザーバーとしての出席は認める。)

第六章 会計

(運営資金)

第十条 本会は次の資金によって運営される。

- 1、会員の登録費及び贊助金
- 2、本会主催大会の益金
- 3、その他の収入

(会計年度)

第十一條 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第七章 補則

(その他)

第十二条 その他の必要な事項は会長の要請により理事会にて決議決定される。

付 則

- 1、本規約は、2014年5月10日施行
- 2、2017年5月 7日一部改訂
- 3、2023年5月13日一部改訂
- 4、2024年4月13日一部改訂
- 5、2025年4月 4日一部改訂
- 6、本規約の施行前になされた手続きは、この規約の相当するものによってなされたものとする。